

鯖江・丹生消防組合危険物規制規則(昭和44年鯖江・丹生消防組合規則第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第3章、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「令」という。)および危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「省令」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法、令および省令において使用する用語の例による。

(仮貯蔵または仮取扱いの承認)

第3条 法第10条第1項ただし書の規定による指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、または取り扱うことの承認を受けようとする者は、仮貯蔵または仮取扱いを開始する日の7日前までに、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書(様式第1号)に仮に貯蔵し、または取り扱おうとする場所の見取図および構造図等を添えて、鯖江・丹生消防組合消防本部消防長(以下「消防長」という。)に提出しなければならない。

2 消防長は、前項の申請について、災害発生の防止上支障がないとして承認するときは危険物仮貯蔵仮取扱承認書(様式第2号)に、承認しないときは危険物仮貯蔵・仮取扱不承認通知書(様式第3号)に申請書1部を添付して申請者に交付する。

(製造所等の設置の許可)

第4条 法第11条第1項前段の規定による製造所、貯蔵所または取扱所(以下「製造所等」という。)の設置の許可を受けようとする者は、省令第4条第1項に規定する申請書を鯖江・丹生消防組合管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請について、令第3章に規定する基準に適合しているとして認めるときは許可書(様式第4号)に、認めないときは危険物製造所等設置不許可通知書(様式第5号)に申請書1部を添付して申請者に交付する。

(製造所等の変更の許可)

第5条 法第11条第1項後段の規定による製造所等の位置、構造または設備の変更の許可を受けようとする者は、省令第5条第1項に規定する申請書に作業明細書(様式第6号)および省令第6条第2項に規定する完成検査済証(当該変更をする前の製造所等に係るものに限る。)を添付し、管理者に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による申請書の提出があった場合について準用する。この場合において、同条第2項および様式第5号中「設置」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(製造所等の仮使用の承認および承認の取消し)

第6条 法第11条第5項ただし書の規定による製造所等の仮使用の承認を受けようとする者は、省令第5条の2に規定する申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請について、災害発生の防止上支障がないとして承認するときは危険物製造所等仮使用承認書(様式第7号)に、承認しないときは危険物製造所等仮使用不承認通知書(様式第8号)に申請書1部を添付して申請者に交付する。

3 前項により仮使用の承認を受けた者は、仮使用を開始する日から、当該仮使用をする場所のうち見やすい箇所に、消防法による仮使用承認済(様式第9号)の掲示をしなければならない。

4 管理者は、第2項の仮使用の承認をした製造所等において、当該承認内容と異なる工事または仮使用が行われ、火災予防上危険と認めるときは、仮使用の承認を取り消し、危険物製造所等仮使用承認取消書(様式第10号)により申請者に通知する。

(製造所等の変更の許可および仮使用の承認の同時申請)

第7条 法第11条第1項後段の規定による製造所等の位置、構造または設備の変更の許可および同条第5項ただし書の規定による製造所等の仮使用の承認を同時に得ようとする者は、省令第5条の3に規定する申請書を管理者に提出しなければならない。

2 第4条第2項および前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による申請書の提出があった場合について準用する。この場合において、第4条第2項および様式第5号中「設置」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(危険物基準の特例適用の承認)

第8条 令第9条第1項第1号ただし書(令第10条、第11条、第16条および第19条)において準用する場合を含む。)または令第23条の規定により製造所等の技術上の基準について基準の特例を申請しようとする者は、危険物基準の特例適用申請書(様式第11号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、提出された申請書のうち1部に必要な事項を記入し、承認済の印証(様式第12号)を押印した上で、返付する。

(製造所等の完成検査)

第9条 [法第11条第5項](#)の規定による完成検査を受けようとする者は、[省令第6条第1項](#)に規定する製造所等の完成検査の申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、[前項](#)の申請について、[令第3章](#)に規定する基準に適合していると認めるときは完成検査済証に、認めないときは危険物製造所等完成検査不適合通知書([様式第13号](#))に申請書1部を添付して申請者に交付する。
(製造所等の完成検査前検査)

第10条 [法第11条の2第1項](#)の規定による完成検査前検査を受けようとする者は、[省令第6条の4第1項](#)に規定する完成検査前検査の申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、[前項](#)の申請について、水張検査または水圧検査を行い、技術上の基準に適合していると認めるときは[省令第6条の4第2項](#)に規定するタンク検査済証(以下「タンク検査済証」という。)に、認めないときは危険物製造所等完成検査前検査不適合通知書([様式第14号](#))に申請書1部を添付して申請者に交付する。
(他の市町村等で検査を受けたタンクの取扱い)

第11条 [令第8条の2の2](#)の規定により他の市町村等で水張または水圧検査を受けたタンクで[第4条](#)、[第5条](#)および[第7条](#)の規定による設置または変更の申請をする者は、当該市町村長等が交付したタンク検査済証の写しを管理者に提出し、当該タンクの外観検査を受けなければならない。
(保安に関する検査)

第12条 [法第14条の3](#)の規定による保安に関する検査を受けようとする者は、[省令第62条の3第1項](#)に規定する保安に関する検査の申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、[前項](#)の申請について、技術上の基準に従って維持されていると認めるときは[省令第62条の3第3項](#)に規定する保安検査済証に、認めないときは保安検査不合格通知書([様式第15号](#))に申請書1部を添付して申請者に交付する。
(製造所等の所有者等の住所、氏名、または名称の変更の届出)

第13条 製造所等の所有者、管理者または占有者(以下「所有者等」という。)は、住所、氏名または名称を変更したときは、危険物製造所等設置者住所、氏名または名称変更届出書([様式第16号](#))に完成検査済証を添付し、遅滞なく管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、[前項](#)の規定による届出書の提出があったときは、提出された届出書のうち1部に届出済の印証([様式第17号](#))を押印し、提出された完成検査済証に必要な事項を記入した上で、返付する。
(製造所等の譲渡または引渡しの際の届出)

第14条 製造所等の譲渡または引渡しを受け、[法第11条第1項](#)の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、[省令第7条](#)に規定する届出書に譲渡または引渡しがあったことを証明できる書類および完成検査済証を添付し、遅滞なく管理者に提出しなければならない。

2 [前条第2項](#)の規定は、[前項](#)の規定による届出書の提出があった場合について準用する。
(製造所等において貯蔵または取り扱う危険物の品名、数量または指定数量の倍数の変更の届出)

第15条 製造所等の位置、構造または設備を変更しないで、当該製造所等において貯蔵し、または取り扱う危険物の品名、数量または指定数量の倍数(当該製造所等において貯蔵し、または取り扱う危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値(品名または指定数量を異にする2以上の危険物を貯蔵し、または取り扱う場合には、当該貯蔵または取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値の和)をいう。)を変更しようとする者は、その変更しようとする日の10日前までに、[省令第7条の3](#)に規定する届出書に完成検査済証を添付し、管理者に提出しなければならない。

2 [第13条第2項](#)の規定は、[前項](#)の規定による届出書の提出があった場合において準用する。
(製造所等の用途の廃止の届出)

第16条 所有者等は、製造所等の用途を廃止したときは、[省令第8条](#)に規定する届出書に完成検査済証およびタンク検査済証の副本(交付を受けた製造所等に限る。)を添付し、遅滞なく管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、[前項](#)の規定による届出書の提出があったときは、提出された届出書のうち1部に届出済の印証を押印した上で、返付する。
(製造所等の使用の休止または再開の届出)

第17条 所有者等は、当該製造所等の使用を3か月以上休止しようとするときまたは休止した製造所等の使用を再開しようとするときは、その休止または再開する日の7日前までに、危険物製造所等使用休止・再開届出書([様式第18号](#))に完成検査済証を添付し管理者に提出しなければならない。

2 [第13条第2項](#)の規定は、[前項](#)の規定による届出書の提出があった場合について準用する。
(製造所等の軽微な変更の届出)

第18条 所有者等は、当該製造所等において[法第11条第1項後段](#)の規定による変更許可を要しない軽微な変更工事を行おうとするときは、当該工事を開始する日の7日前までに、危険物製造所等軽微な変更届出書([様式第19号](#))に作業明細書([様式第20号](#))を添付し管理者に提出しなければならない。ただし、工事の内容が極めて軽微であり、技術上の基準と関係を生じない場合はこの限りでない。

2 [第16条第2項](#)の規定は、[前項](#)の規定による届出書の提出があった場合について準用する。
(危険物保安監督者の選任または解任の届出)

- 第19条 所有者等は、危険物保安監督者を選任または解任したときは、遅滞なく省令第48条の3に規定する届出書を管理者に提出しなければならない。
- 2 所有者等は、危険物保安監督者を選任したときは、前項の届出に危険物取扱実務経験証明書(様式第21号)および危険物取扱者免状の写しを添付しなければならない。
- 3 第16条第2項の規定は、前項の規定による届出書の提出があった場合について準用する。
(予防規程の認可)
- 第20条 法第14条の2第1項の規定による予防規程の認可を受けようとする者は、省令第62条に規定する予防規程の認可の申請書を管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、前項の申請について、法第10条第3項の技術上の基準に適合していると認めるときは認可書(様式第22号)に、認めないときは予防規程不認可通知書(様式第23号)に申請書1部を添付して申請者に交付する。
(予防規程の保安役割分担の変更の届出)
- 第21条 所有者等は、予防規程の保安役割分担等に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、予防規程保安役割分担変更届出書(様式第24号)を管理者に提出しなければならない。
- (1) 保安の役割分担について、施設責任者および危険物保安監督者または職務代行者の変更
- (2) 危険物施設の点検について、点検責任者の変更
- (3) 自衛消防隊の任務分担について、自衛消防隊長および通報・連絡班または避難・誘導班もしくは消火・応急処置班の変更
- 2 第16条第2項の規定は、前項の規定による届出書の提出があった場合について準用する。
(危険物取扱作業に従事する者の届出)
- 第22条 所有者等は、当該製造所等において危険物の取扱い等の業務を行わせようとするときは、危険物取扱作業従事者届出書(様式第25号)に危険物取扱者免状の写しを添付し、遅滞なく消防長に提出しなければならない。
- 2 消防長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、提出された届出書のうち1部に届出済の印証を押印した上で、返付する。
(製造所等における災害発生の届出)
- 第23条 所有者等は、当該製造所等において火災、爆発その他の災害が発生したときは、災害発生日から3日以内に、災害発生の経過等を記載した危険物製造所等災害発生届出書(様式第26号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 第16条第2項の規定は、前項の規定による届出書の提出があった場合について準用する。
(許可書等の再交付)
- 第24条 第4条第2項(第5条第2項および第7条第2項において準用する場合を含む。)の許可書、第10条第2項のタンク検査済証または第12条第2項の保安検査済証(以下「許可書等」という。)を亡失し、滅失し、汚損し、または破損した者は、許可書等再交付申請書(様式第27号)により、管理者にその再交付を申請することができる。
- 2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、許可書等の表面に「再交付」と朱書きでの表示および再交付年月日を記載し、再交付する。
- 3 許可書等を汚損し、または破損したことにより第1項の申請をするときは、申請書に当該汚損または破損した許可書等を添付しなければならない。
- 4 許可書等を亡失したため再交付を受けている者は、亡失した許可書等を発見した場合には、これを10日以内に管理者に提出しなければならない。
(完成検査済証の再交付)
- 第25条 完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、または破損した場合には、省令第6条第3項に規定する完成検査済証再交付申請書に当該完成検査済証を添えて(亡失した場合を除く。)管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、完成検査済証の表面に「再交付」と朱書きでの表示および再交付年月日を記載し、再交付する。
- 3 完成検査済証を汚損し、または破損したことにより第1項の規定による申請をするときは、申請書に当該汚損または破損した完成検査済証を添付しなければならない。
- 4 完成検査済証を亡失したためその再交付を受けている者は、亡失した完成検査済証を発見した場合には、令第8条第6項の規定によりこれを10日以内に管理者に提出しなければならない。
(許可申請等の取下げ)
- 第26条 製造所等の設置もしくは変更の許可申請、仮使用の承認申請、完成検査の申請、完成検査前検査の申請、保安に関する検査の申請、予防規程の認可申請または危険物の仮貯蔵もしくは仮取扱いの承認申請を取り下げようとするときは、許可申請等取下願出書(様式第28号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、前項の規定による取下願出書の提出があったときは、提出された取下願出書のうち1部に必要な事項を記入した上で、返付する。
(移動タンク貯蔵所の変更の許可の通知)
- 第27条 他の行政庁管内の者から鯖江・丹生消防組合管内へ移動タンク貯蔵所の譲渡もしくは引渡しまたは常置場所が変更になる旨等の変更の許可の申請があり、完成検査済証を交付したときは、当該行政庁に危険物移動タン

ク貯蔵所変更許可通知書(様式第29号)にて通知しなければならない。
(危険物の収去)

第28条 法第16条の5第1項の規定により危険物等を収去するときは、危険物等収去書(様式第30号)に必要な事項を記入し、所有者等に交付する。
(立入検査の証票)

第29条 法第16条の3の2第3項および第16条の5第3項の立入検査をする消防職員の身分を示す証明書は、鯖江・丹生消防組合火災予防条例施行規則(平成18年鯖江・丹生消防組合規則第1号)第2条に規定する鯖江・丹生消防組合消防公務之証とする。
(移動タンク貯蔵所の常置場所の標識)

第30条 令第15条第1項第1号の規定による移動タンク貯蔵所の常置場所には、見やすい箇所に移動タンク貯蔵所である旨を表示した標識および火気を厳禁する旨を表示した標識を掲げなければならない。

2 前項の標識は、次のとおりとする。

(1) 移動タンク貯蔵所である旨を表示した標識の色は、地を白色、文字を黒色とすること。

(2) 火気を厳禁する旨を表示した標識の色は、地を赤色、文字を白色とすること。

(移動タンク貯蔵所の表示)

第31条 令第15条第1項第17号に規定する標識は、次のとおりとし、タンクの後部鏡板またはタンク後部に掲げなければならない。

(1) 表示板の材質は、金属または合成樹脂とすること。

(2) 表示色は、地を白色、文字を黒色またはタンク塗装色の明確な反対色とすること。

(手数料の納付の時期)

第32条 危険物の仮貯蔵もしくは仮取扱いの承認申請、製造所等の設置もしくは変更の許可申請、仮使用の承認申請、完成検査の申請、完成検査前検査の申請または保安に関する検査の申請に係る手数料は、当該申請をする際に納付しなければならない。

(書類の経由)

第33条 法、令、省令およびこの規則の定めるところにより、管理者に書類を提出するときは、消防長を経由して提出しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第34条 省令第9条に定めるものを除き、この規則の規定により提出する申請書および届出書の提出部数は、それぞれ正本1部および副本1部とする。

(委任)

第35条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 現にこの規則による改正前の鯖江・丹生消防組合危険物規制規則(以下「改正前規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書および届出書は、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合規制規則(以下「改正後規則」という。)の規定に基づき提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後規則によりなされたものとみなす。

4 この規則の施行の際現にある改正前規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 号(第 3 条関係)

危険物 仮 貯 蔵 承認申請書
仮 取 扱

鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長 殿		年 月 日	
申請者 住 所 (電話)		氏 名	
危 険 物 の 所有者、管理者 または占有者	住 所	電 話 ()	
	氏 名		
仮貯蔵・仮取扱 の 場 所	所在地 名 称		
危険物の類、品名および最大数量		指定数量 の 倍 数	倍
仮貯蔵・仮取扱の方法			
仮貯蔵・仮取扱の期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間	
管 理 の 状 況			
現場管理責任者	住 所	緊急連絡先 ()	
	氏 名		
仮貯蔵・仮取扱の理由および 期 間 経 過 後 の 処 理			
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄
		承認年月日 承認番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名および主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第2号(第3条関係)

鯖・丹消指令第 号
年 月 日

申請者
住所
氏名

鯖江・丹生消防組合消防本部
消防長 印

危険物仮貯蔵仮取扱承認書

年 月 日付けで申請された において指定数量
以上の危険物を仮に することについては、消防法第10条第1項た
だし書の規定により承認します。

様式第3号(第3条関係)

		年 月 日	
申請者 住所 氏名			
		鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長	印
危険物仮貯蔵・仮取扱不承認通知書			
年 月 日付けで申請のあった 下記の理由により承認しない。		については、	
記			
理由			

教示

1

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鯖江・丹生消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江・丹生消防組合を被告として（訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第4条、第5条関係)

		鯖・丹消指令第		号
		年	月	日
申請者				
住所				
氏名				
		鯖江・丹生消防組合		
		管理者		印
許 可 書				
年 月 日付けで申請された において				
危険物 を することについては、消防法第11条第1項の規定により許可します。				

様式第5号(第4条、第5条関係)

		年	月	日
申請者 住所 氏名				
	鯖江・丹生消防組合 管理者	印		
危険物製造所等設置不許可通知書				
年 月 日付けで申請のあった危険物製造所等の設置については、下記の理由により許可しない。				
記				
理由				

教示

1

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鯖江・丹生消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江・丹生消防組合を被告として（訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 6 号(第 5 条関係)

作 業 明 細 書

工 事 期 間	
工 事 の 内 容	
火 気 取 扱 状 況	
作 業 工 程	
仮 使 用 部 分 の 危 険 物 取 扱 状 況	
消 火 お よ び 警 報 設 備	
そ の 他 必 要 事 項	
危 険 物 保 安 監 督 者 ま た は 危 険 物 取 扱 者	
工 事 施 工 者 お よ び 工 事 責 任 者 名	(電話)_____

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第7号(第6条、第7条関係)

鯖・丹消指令第 号
年 月 日

申請者
住所
氏名

鯖江・丹生消防組合
管理者 

危険物製造所等仮使用承認書

年 月 日付け鯖・丹消指令第 号の変更許可に係る危険物を仮に使用することについては、消防法第11条第5項ただし書の規定により承認します。

様式第8号(第6条、第7条関係)

		年 月 日	
申請者 住所 氏名			
	鯖江・丹生消防組合 管理者	印	
危険物製造所等仮使用不承認通知書			
年 月 日付けで申請のあった危険物製造所等の仮使用については、 下記の理由により承認しない。			
記			
理由			

教示

1

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鯖江・丹生消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江・丹生消防組合を被告として（訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号(第6条、第7条関係)

消防法による仮使用承認済		↑
製造所等の別		
承認年月日番号	年 月 日 鯖・丹消指令第 号	25cm以上
承認行政庁名	鯖江・丹生消防組合	↓

← 35cm以上 →

様式第10号(第6条、第7条関係)

		年 月 日	
申請者 住所 氏名			
	鯖江・丹生消防組合 管理者	印	
危険物製造所等仮使用承認取消書			
年 月 日付けで申請のあった危険物製造所等の仮使用については、 下記の理由により取り消します。			
記			
理由			

教示

1

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鯖江・丹生消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江・丹生消防組合を被告として（訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 1 号(第 8 条関係)

危険物基準の特例適用申請書				年	月	日
鯉江・丹生消防組合 管理者		殿		申請者 住 所 _____ (電話 _____) 氏 名 _____		
設 置 者	住 所					
	氏 名					
設 置 場 所						
製 造 所 等 の 別			貯蔵所または 取扱所の区分			
危 険 物 の 類 、 品 名 (指定数量)、最大数量			指定数量の 倍 数	倍		
申 請 事 項						
申請理由または特例を 受けるために講ずる措置						
そ の 他 必 要 事 項						
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄				

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者および主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第12号

	←4.7cm→
↑	承認済
3cm	年 月 日
↓	鯖江・丹生消防組合 管理者

様式第13号(第9条関係)

		年	月	日
申請者 住所 氏名				
	鯖江・丹生消防組合 管理者			印
危険物製造所等完成検査不適合通知書				
年 月 日付けの申請に基づき、危険物製造所等の完成検査を実施した結果、下記の理由により完成検査済証を交付しない。				
記				
理由				

教示

1

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鯖江・丹生消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江・丹生消防組合を被告として（訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 4 号(第 10 条関係)

年 月 日	
申請者 住所 氏名	
鯖江・丹生消防組合 管理者	
印	
危険物製造所等完成検査前検査不適合通知書	
年 月 日付けの申請に基づき、危険物製造所等の完成検査前検査を実施した結果、下記の理由により検査済証を交付しない。	
記	
理由	
教示	
1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鯖江・丹生消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。	
2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江・丹生消防組合を被告として（訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	

様式第 1 5 号(第 12 条関係)

		年 月 日	
申請者 住所 氏名			
	鯖江・丹生消防組合 管理者	印	
保安検査不合格通知書			
年 月 日付けの申請に基づき、保安に関する検査を実施した結果、 下記の理由により保安検査済証を交付しない。			
記			
理由			

教示

1

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鯖江・丹生消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江・丹生消防組合を被告として（訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 6 号(第 13 条関係)

危険物製造所等設置者住所、氏名または名称変更届出書

年 月 日		
鯖江・丹生消防組合 管理者 殿		
届出者 住 所 (電話) 氏 名		
設 置 者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 ま た は 取 扱 所 の 区 分
設置の許可年月日 および許可番号		年 月 日 鯖・丹消指令第 号
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		
そ の 他 必 要 事 項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者および主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 1 7 号

	← 4.7cm →
↑	届 出 济
3cm	年 月 日
↓	鯖江・丹生消防組合 管理者

様式第18号(第17条関係)

危険物製造所等使用休止・再開届出書

鯖江・丹生消防組合 管理者		殿	年 月 日	
		届出者 住 所	(電話)	
		氏 名		
設 置 者	住 所			
	氏 名			
設 置 場 所				
設置の許可年月日 および許可番号		年 月 日 鯖・丹消指令第 号		
設置の完成検査年月日 および検査番号		年 月 日 第 号		
製 造 所 等 の 別		貯蔵所または 取扱所の区分		
危険物の類、品名 (指定数量)、最大数量		指定数量 の 倍 数	倍	
休止・再開の期間		年 月 日～ 年 月 日		
休 止 の 理 由				
火災予防上の措置				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者および主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第19号(第18条関係)

危険物製造所等軽微な変更届出書

鯖江・丹生消防組合 管理者		殿	年 月 日	
		届出者 住 所	(電話)	
		氏 名		
設 置 者	住 所			
	氏 名			
設 置 場 所				
設置の許可年月日 および許可番号		年 月 日	鯖・丹消指令第	号
設置の完成検査年月日 および検査番号		年 月 日	第	号
製 造 所 等 の 別		貯蔵所または 取扱所の区分		
危 険 物 の 類、品名 (指定数量)、最大数量		指定数量 の 倍 数	倍	
変 更 の 概 要				
竣 工 予 定 年 月 日		年 月 日		
火 災 予 防 上 の 措 置				
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		※ 備 考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名および主たる事務所の所在地を記入すること。
3 変更部分の図書を添付すること。
4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第20号(第18条関係)

作業明細書
(軽微な変更届出用)

作業等の内容		
火気取扱概況	火気の種類	
	火気取扱場所	
	火気取扱時間	
作業工程		
危険物取扱状況		
安全対策		
消火および警報設備		
危険物保安監督者 または危険物取扱者		
施工業者名および 作業等責任者		(電話) _____

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 2 1 号(第 19 条関係)

危険物取扱実務経験証明書

氏 名	(年 月 日生)			
取り扱った危険物	類 別	第 類	品 名	
取り扱った期間	年 月 日 から 年 月 日まで (年 月)			
製造所等の区分 (該当するものを ○で囲むこと)	製造所 ・ 貯蔵所 ・ 取扱所			
上記のとおり相違ないことを証明します。 証 明 年 月 日 年 月 日 事 業 所 名 所 在 地 証 明 者 職 名 氏 名 電 話 番 号 ()				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第22号(第20条関係)

	鯖・丹消指令第	号
	年 月	日
申請者		
住所		
氏名		
	鯖江・丹生消防組合	
	管理者	印
認 可 書		
年 月 日	付	けで申請された危険物
日	鯖・丹消指令第	号
の予防規程については、消防法第14条の2第1項の規定により認可します。		

様式第23号(第20条関係)

		年 月 日	
申請者 住所 氏名			
	鯖江・丹生消防組合 管理者	印	
予防規程不認可通知書			
年 月 日付けで申請のあった予防規程については、下記の理由により認可書を交付しない。			
記			
理由			

教示

1

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鯖江・丹生消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江・丹生消防組合を被告として（訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 2 4 号(第 21 条関係)

予防規程保安役割分担変更届出書

年 月 日		
鯖江・丹生消防組合 管理者 殿		
届出者 住 所 (電話) 氏 名		
設 置 者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
製 造 所 等 の 別		貯蔵所または 取扱所の区分
設置の許可年月日 および許可番号		年 月 日 鯖・丹消指令第 号
保安の役割分担 変更年月日		年 月 日
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名および主たる事業所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しない

別紙 1

第 条関係

任務分担表

変 更 前

施設責任者

(氏名

)

危険物保安監督者

(氏名

)

職務代行者

1 (氏名

)

2 (氏名

)

危険物取扱者

1 (氏名

)

2 (氏名

)

その他の従業員

1 (氏名

)

2 (氏名

)

3 (氏名

)

変 更 後

施設責任者

(氏名

)

危険物保安監督者

(氏名

)

職務代行者

1 (氏名

)

2 (氏名

)

危険物取扱者

1 (氏名

)

2 (氏名

)

その他の従業員

1 (氏名

)

2 (氏名

)

3 (氏名

)

第 条関係

変 更 前

点検責任(主任)者

(氏名

)

変 更 後

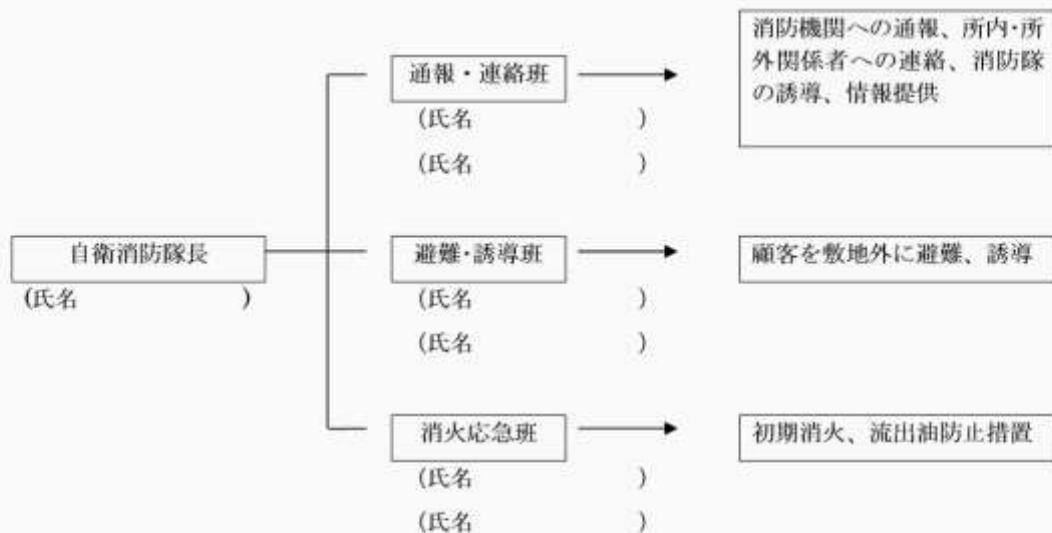
点検責任(主任)者

(氏名

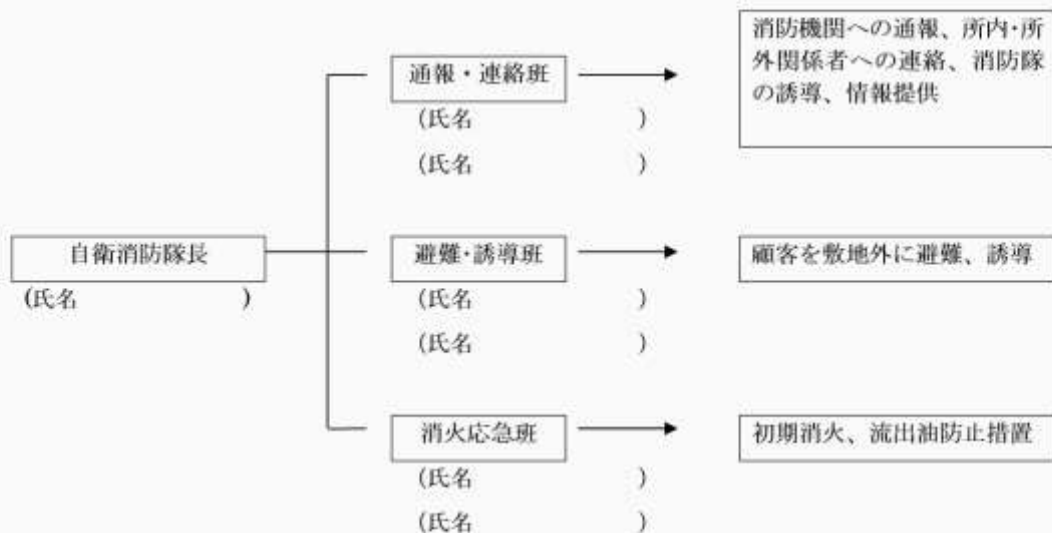
)

自衛消防隊組織表

変 更 前



変 更 後



様式第 2 5 号(第 22 条関係)

危険物取扱作業従事者届出書

						年	月	日
鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長 殿								
届出者 住 所 _____ (電話 _____)								
氏 名 _____								
設 置 者	住 所							
	氏 名							
設 置 場 所								
製 造 所 等 の 別			貯蔵所または 取扱所の区分					
危 険 物 取 扱 者	氏名および生年月日		免状の 種 類	交 付 年 月 日 号	交 付 都 道 府 県	適 用		
	年 月 日生			第 年 月 日号		従 事・解 除		
	年 月 日生			第 年 月 日号		従 事・解 除		
	年 月 日生			第 年 月 日号		従 事・解 除		
	年 月 日生			第 年 月 日号		従 事・解 除		
	年 月 日生			第 年 月 日号		従 事・解 除		
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 摘要欄には、危険物取扱作業に従事することとなった年月日または前回講習を受けた年月日を記載すること。
- 3 ※欄は記入しないこと。

様式第26号(第23条関係)

危険物製造所等災害発生届出書

鯉江・丹生消防組合 管理者 殿			年 月 日
届出者 住 所 _____ (電話 _____)			
氏 名 _____			
災 害 が 発 生 し た 危 険 物 製 造 所 等	名 称		
	所 在 地		
災 害 発 生	日 時	年 月 日 時 分 頃	
災害に関する危険物	類	第 類	
	品 名		
発 見 の 方 法			
使用した消火設備(器具)			
損 害 の 程 度	死 傷 者 数	死 者	人
		傷 者	人
	焼 損 、 破 損 流 出 等 の 程 度		
	焼 損、破 損、 流出等の危険物	品 名	
		数 量	
損 害 見 積 額			
危 険 物 取 扱 者	選 任	有 (氏名 _____) ・ 無	
	立 会 い	有 (氏名 _____) ・ 無	
災害発生の原因および状況			
今 後 の 対 策			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名および主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 2 7 号(第 24 条関係)

許可書等再交付申請書

鯖江・丹生消防組合 管理者 殿			年 月 日	
申請者 住 所 _____ (電話 _____) 氏 名 _____				
設 置 者	住 所			
	氏 名			
申 請 書 の 別				
設 置 場 所				
製 造 所 等 の 別		貯蔵所または 取扱所の区分		
許 可 の 年 月 日 お よ び 許 可 番 号		年 月 日 鯖・丹消指令第 _____ 号		
危 険 物 の 類、品名 (指定数量)、最大数量		指定数量 の 倍 数	倍	
位置、構造、設備の基 準 に 関 す る 区 分		危政令 第 _____ 条 第 _____ 項 (危規則 第 _____ 条 第 _____ 項)		
理 由				
そ の 他 必 要 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者および主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 2 8 号(第 26 条関係)

許可申請等取下願出書

鯖江・丹生消防組合 管理者 殿			年 月 日	
願出者 住 所 _____ (電話 _____)				
氏 名 _____				
申 請 書 の 別				
設 置 場 所				
製 造 所 等 の 別		貯蔵所または 取扱所の区分		
許 可 等 の 年 月 日		年 月 日 鯖・丹消指令第 _____ 号		
理 由				
そ の 他 必 要 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者および主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 2 9 号(第 27 条関係)

危険物移動タンク貯蔵所変更許可通知書

第 号
年 月 日

殿

鯖江・丹生消防組合
管理者

貴行政庁の設置(変更)許可に係る次表の第 1 欄に掲げる移動タンク貯蔵所について、位置の変更許可申請書(および譲渡引渡届出書)の提出があり、同表第 2 欄に掲げるとおり変更許可(および譲渡引渡届出書)の受理を行ったので通知します。

記

		第 1 欄	第 2 欄
許 可 行 政 庁			
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
設 置 (変 更) 許 可 年 月 日 (番 号)			
完 成 検 査 年 月 日 (番 号)			
譲 渡 引 渡 届 出 書 受 理 年 月 日			
その他必要な事項			

様式第30号(第28条関係)

年 月 日

危険物等収去書

住所または事務所の所在地

氏名または名称

収去場所

品名、数量等

消防法第16条の5第1項の規定により収去します。

年 月 日

所 属

職

氏 名